

決定 -/CMA.5

第1回グローバル・ストックテイクの結果

(中略)

II. 第2条第1項(a-c)を含むパリ協定の目的と長期目標に向けた共同の取組み、公平性と最良の利用可能な科学に照らし、締約国が決定した方法による行動と支援を随時更新・強化し、通知すること

A. 緩和

(中略)

23. 2020年末までに実施された政策により、各国が自主的に決定した貢献量(NDC)よりも多くの温室効果ガスが世界全体で排出されたことが予測され、実施のギャップが生じているという、気候変動に関する政府間パネルの第6次評価報告書の調査結果に懸念を示す。そして、このギャップに緊急に対処するための措置を講じることを決議する。

24. 進展はあるものの、世界の温室効果ガス排出の推移はパリ協定の気温上昇抑制目標に沿っていないこと、目標を達成するために野心度を高め、既存の約束を実行するための余地が急速に狭まっていることに、重大な懸念を示す。

25. 現在、パリ協定の気温上昇抑制目標を達成するために必要なカーボン・バジェットが少なく、急速に減少していることに懸念を表明する。歴史的にすでに排出された累積実質二酸化炭素量が、50%の確率で地球温暖化を1.5℃に抑えるために必要なカーボン・バジェットの約5分の4程度を占めることを認める。

26. 気候変動に関する政府間パネルの第6次評価報告書統合報告書第2章によれば、温室効果ガス排出量は、地球温暖化の上昇を1.5℃に抑えるためにモデル化された世界全体の削減経路において、オーバーシュートを伴わないか限定的した場合、及び2℃に抑える経路において、2020年から遅くとも2025年までの間にピークを迎えることが予測されている。このことは、この時間枠内のすべての国々で排出量がピークに達することを意味するものではないこと、また、ピークに達するまでの時間枠は、持続可能な開発、貧困撲滅の必要性、公平性によって形作られ、各国の状況に沿ったものとなる可能性があることに留意し、この点において、自主的かつ相互に合意された条件に基づ

く技術開発と移転、並びに能力構築と資金提供が各国を支援できることを認識する。

27. また、オーバーシュートを伴わないか、あるいは、最小限に抑えながら地球温暖化を1.5°Cに抑えるためには、世界全体の温室効果ガス排出量を2019年比で2030年までに43%、2035年までに60%削減し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするという、深く急速、かつ持続的な削減が必要であることを認識する。

28. さらに、1.5°Cの経路に沿った温室効果ガスの排出の大幅な削減、迅速かつ持続的な削減の必要性を認識し、締約国に対し、パリ協定と各国の状況、経路、アプローチの違いを考慮し、各国が決定した方法で、以下のグローバルな取組みに貢献するよう呼びかける。

(a) 2030年までに、再生可能エネルギーの供給能力を世界全体で3倍にし、エネルギー効率の改善率を世界平均で年率2倍に高めること。

(b) 削減対策がとられていない石炭火力発電の段階的廃止に向けた取組みを加速させること。

(c) ゼロカーボン燃料や低カーボン燃料を今世紀前半までに十分に活用し、世界全体で排出量ゼロのエネルギーシステムに向けた取組みを加速させること。

(d) エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行を、公正かつ秩序ある方法で、この重要な10年間に加速し、科学に則り、2050年までに実質ゼロを達成すること。

(e) 特に削減が難しい部門において、再生可能エネルギー、原子力、炭素回収・利用・貯留などの削減・除去技術を含むゼロエミッション及び低排出技術及び低炭素水素生産を加速させること。

(f) 特にメタンの排出を含む、世界における二酸化炭素以外の排出量を、2030年までに加速的に大幅に削減すること。

(g) 道路輸送からの排出削減を、インフラ整備やゼロエミッション車・低排出車の早期普及など、様々な方法で加速させること。

(h) エネルギーの貧困や公正な移行に対処しない非効率的な化石燃料補助金を、可能な限り早期に段階的に廃止すること。

(後略)